

ID: 161

担当部署: 産業観光課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町体験農園等施設条例 第11条		
例 規 番 号	平成17年条例第126号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第11条 町長又は指定管理者は、公益上その他特別の事由があると認めた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日